

事業所における登録の申請について

登録喀痰吸引等事業者



行為の実施主体

喀痰吸引の研修を終え、登録証に付記登録が済んだ介護福祉士



申請について

- 自施設で介護福祉士に対して実地研修を行いたい事業者が申請・登録を行う。
- 指導看護師がいて、研修設備が整っている場合に登録が可能。
- 申請時点で付記登録が済んだ介護福祉士がいない場合も申請可能（自施設で実地研修を行い次第、従業者名簿の変更届出が必須）。



従業者名簿への記載対象

介護福祉士で、登録証に喀痰吸引等の行為の付記登録が済んだ者

登録特定行為事業者



行為の実施主体

認定特定行為業務従事者証の交付を受けた介護職員等



申請について

- 介護福祉士の資格の有無に関わらず喀痰吸引等業務を行う職員は「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けることが必須。
- 認定特定行為業務従事者認定証をもった介護職員等がいる場合のみ申請・登録が可能。



従業者名簿への記載対象

認定特定行為業務従事者証の交付を受けた介護職員等

※事業者登録については、

宮崎県ホームページ「登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）」を御確認ください。